

4 この条例でできること

豊田市では、これまで地域と行政の連携による「見守り型（廃棄物の撤去支援等）」での支援を行ってきました。

しかし、見守り型の支援は、原因者が支援を拒否する場合があることや、解消までに長時間を要することがあります。支援をより実効性・継続性のあるものにするため、条例を制定して支援策及び措置を明確にしました。

調査、立入権限

立入権限により、本人の同意がなくても、立入調査ができます。

支援や措置を行うために必要な情報を調査できます。

ごみの撤去などの費用の請求

措置命令に従わない場合には、代執行により本人の同意がなくてもごみの撤去などができます。

撤去などに要した費用を請求できます。

氏名の公表、過料(5万円以下)の徴収 (平成28年7月から)

措置命令に従わない場合は、氏名等の公表や過料を徴収することができます。

緊急安全措置

火災や堆積したごみの倒壊のおそれがある場合は、直ちに必要最小限の措置をとることができます。

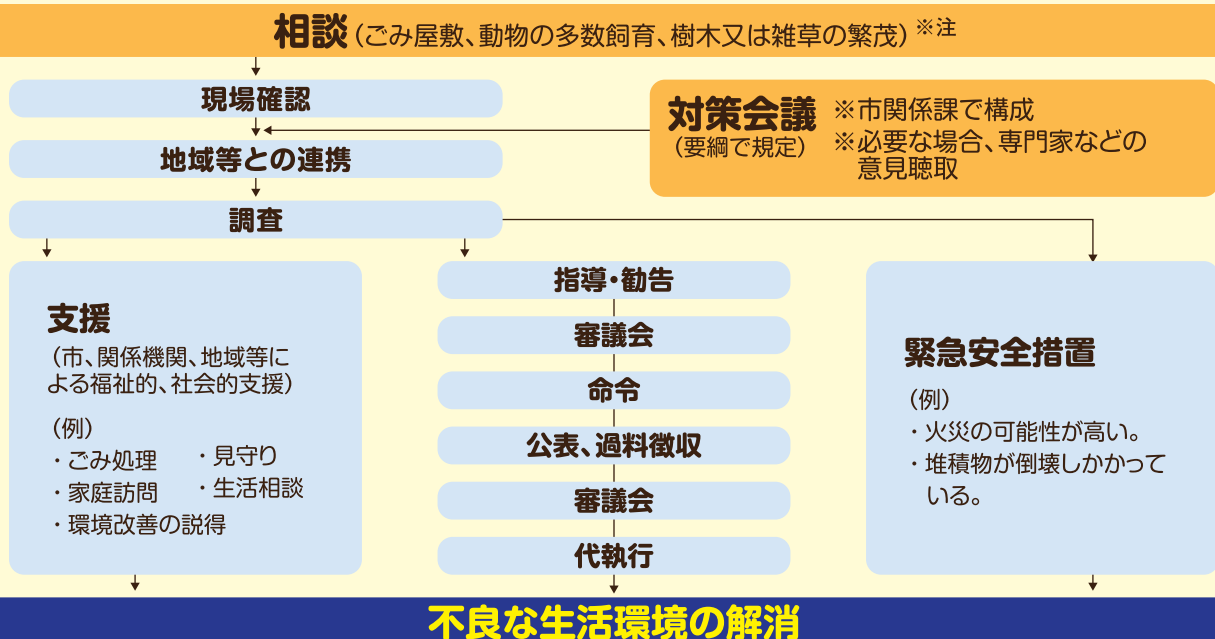
5 適正な運用のために(審議会)

○不良な生活環境の認定及びその解消について、「豊田市不良な生活環境を解消するための審議会」を設置して学識経験者などの意見を聞き、適正かつ公平に対応していきます。

○原因者に措置を命ずるときや代執行をしようとするときは、措置の妥当性について検証するため、あらかじめ審議会の意見を聴くこととされています。

6 条例による対応の流れ

福祉的・社会的な支援を基本としつつ、必要に応じて代執行や緊急安全措置を検討します。



※注 害虫の発生、悪臭の発生、又は火災や通行上の危険性が生じるなどの衛生上、防災上、防犯上の支障が生じる程度に不良な状態に限る。

問合せ

豊田市役所 環境保全課

TEL: 0565-34-6628 FAX: 0565-34-6684

E-mail: k_hozen@city.toyota.aichi.jp